

喬木村事業継続支援給付金申請受付について

I 給付金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受けて、業況が悪化した村内事業者に対して、事業継続の支援のため、喬木村事業継続支援給付金（以下「給付金」という。）を支給します。

2 給付金額

個人・法人問わず一事業者あたり、従業員数 10 名以下の事業所は 10 万円、11 名以上 50 名以下の事業所は 30 万円、51 名以上の事業所は 50 万円を支給します。

※一事業者につき 1 回限り

II 給付対象者

以下の項目すべてを満たす村内の法人又は個人事業主

- 令和 3 年 12 月 31 日以前から事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある者
- 村税の滞納その他村に対する債務不履行がない者
- 国の持続化給付金の不交付要件に該当しない者

III 給付要件

- 令和 4 年 1 月から同年 12 月までの間のいずれかの、連続する 3 カ月間の事業収入が平成 31 年 1 月から令和 3 年 12 月の同月間比で 20% 以上減少している者

III 申請手続き等

1 提出書類

- 喬木村事業継続支援給付金交付申請書（様式第 1 号）
- 村内で事業を営んでいることが確認できる書類
 - ア 法人の場合 法人登記簿謄本の写し
 - イ 個人事業者の場合 営業許可書等の写し
- 前年等の月間事業収入等がわかる書類
 - ア 法人の場合 確定申告書(事業年度分の法人税申告書別表一)の写

し、法人事業概況説明書の両面の写し、法人村民税申告書第二十号様式の写し等

イ 個人事業者の場合 確定申告書第一表等の写し等

- 売上減少となった月の比較月の売上を証する書類
- 給付金の振込希望口座の通帳等の写し
- 雇用保険が適用される従業員数確認できる書類の写し（令和4年4月1日時点）
- 誓約書（様式第2号）
- 村税を滞納していないことを証明する書類
- その他村長が必要と認める書類

提出いただいた申請書類等の返却はいたしません。なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求められることがありますのでご承知おきください。

2 申請書類の入手方法

喬木村役場ホームページからダウンロード

※ダウンロードできない場合は、喬木村役場産業振興課商工観光係の受付窓口までお越しください。

3 受付期間

令和4年4月1日（金）から令和5年2月1日（水）まで

4 給付金に関する問い合わせ先

喬木村事業継続支援給付金に関する問い合わせ

喬木村役場 産業振興課 商工観光係

電話番号：33-5126（直通）

5 通知

審査の結果、給付金の支給が決定したときは、喬木村事業継続支援給付金交付決定通知書（様式第3号）を発送します。また、給付金の不支給を決定したときも、後日、結果について郵送によりお知らせします。

6 給付金の支払

□村において、申請書類等を受領後、内容を審査の上、申請内容が適正であると確認したときは給付金をお支払いします。

V その他

- 1 給付金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、喬木村事業継続支援給付金交付要綱の規定に基づき、給付金の返還が生じる場合があります。
- 2 申請書類に記載された情報を正確に確認できない場合は、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等することがあります。
- 3 「喬木村事業継続支援給付金」、「喬木村商工業等物価高騰対策支援事業」及び「喬木村商工業等経営支援事業」は重複して申請できません。